

平成30年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

平成31年2月6日

2月6日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 議案第6号 買受適格証明願いについて
日程第7 議案第7号 香取市農地利用最適化推進委員の選出について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第11 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 松 枝 和 夫 | 2番 | 越 川 定 勝 |
| 3番 | 富 澤 克 彦 | 4番 | 寺 島 美 幸 |
| 5番 | 飯 森 孝 | 6番 | 片 野 壽 夫 |
| 7番 | 海 老 澤 武 | 8番 | 高 松 多 可 史 |
| 9番 | 鵜 澤 幹 司 | 10番 | 林 藤 江 |
| 11番 | 菅 谷 樹 雄 | 12番 | 内 山 勝 己 |
| 13番 | 篠 塚 正 悟 | 14番 | 高 木 甚 一 |
| 15番 | 伊 藤 は っ 子 | 16番 | 高 木 重 樹 |
| 17番 | 伊 藤 寛 | 18番 | 栗 林 利 男 |
| 19番 | 大 堀 潔 | | |

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	藤	崎	弘	之	管理班長	高	岡	晃
農地班長	林		光	夫	主 査	滑	川	典 文
主 査	高	橋	亮	太 郎				

開会 午後 3時47分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、2番 越川定勝委員、14番 高木甚一委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成31年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から15番で、ページは1ページから8ページです。

整理番号1番、7番、10番および12番は譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番および3番は関連案件です。お互いが耕作の合理化を図るため交換により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番は、親子間の贈与により農業後継者に所有権移転するものです。

整理番号5番および6番は関連案件です。祖父が経営移譲年金を受給しており、また父親が経営移譲年金を受給申請するため、それぞれ祖父と孫、父親と子の間による使用貸借権の設定です。

整理番号8番と9番および整理番号13番から15番は、それぞれ関連案件です。譲受人である法人が新規に農業経営に参入するため賃借権設定をするものです。

整理番号11番は譲受人である法人が新規に農業経営に参入するため、使用貸借権設定をするものです。

以上、15件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 去る、1月29日、火曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は15件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号について、整理番号8番、9番および整理番号13番から15番を除く案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

また、整理番号8番、9番および整理番号13番から15番は、先ほど譲受人から営農計画等の説明を受けたところでございますが、権利取得後の管理については適切に行われるものと考えます。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限にかかわる事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号2番、3番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号2番、3番の2件について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号2番および3番について、関連がありますので一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いの耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから、交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、作付良好な農地であり、農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号2番、3番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号2番、3番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第1号 整理番号11番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 〇〇委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇〇委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号11番について、10番 林委員。

10番林委員 整理番号11番について、山田推進委員と電話連絡で了解を得ております。

結果を説明いたします。

この申請は、今まで親子経営で大規模稲作経営を営んできた後継者が譲受人で農地所有適格法人として農業経営に参入するため、これまで農作業を行ってきた代表取締役である〇〇氏の祖父の農地に法人として使用貸借権の設定を行うものであります。

農業経営実施計画書も適正であり、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号11番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号11番については、原案のとおり決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の3件を除く12件について、審議します。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1 番松枝委員 整理番号 1 番について、鈴木推進委員と電話連絡にて了解をとりました。現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅近くの農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 4 番について、2 番 越川委員。

2 番越川委員 整理番号 4 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 5 番、6 番の 2 件について、4 番 寺島委員。

4 番寺島委員 整理番号 5 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は現在経営移譲年金を受給しているため、譲渡人の子に使用貸借権を設定しておりますが、このたび譲渡人の子が新たに経営移譲年金の受給を開始するため、譲渡人の孫に使用貸借権の設定をしないものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 6 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給を開始するため、子に使用貸借権の設定を行うものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告終わります。

議 長 整理番号 7 番について、7 番 海老澤委員。

整理番号 7 番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲渡人は、高齢のため農地を処分したい意向があり譲受人は、自作地の近接農地を取得し耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番から10番までの3件について、9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 整理番号8番および9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号8番、9番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、新規に農業経営に参入するため、賃借権の設定を行うものであります。

申請地では、さつまいも栽培を計画しております。

譲受人の事務所に近く、通作に支障ないことから農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

続きまして、整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、小倉推進委員とは電話連絡にて了承を得ております。

この申請は、譲受人が自作地の近接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号12番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、椎名推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲受人が自宅近くの農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号13番から15番までの3件については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 それでは、代読いたします。

整理番号13番、14番、15番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、13番、14番、15番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたしま

す。

この申請は、先ほど会社による説明がございましたが、譲受人が農地所有適格法人として、新規に農業経営に参入するため、賃借権の設定を行うものであります。

申請地では、さつまいも栽培を計画しております。

譲受人の事務所に近く、通作に支障は、ありません。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

片野委員。

6番片野委員 意見として、整理番号8番、9番の件ですが、〇〇〇〇〇〇が関係したこの農業法人は農業経営に不安があると思われま。

議 長 ほかに、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号の3件を除く12件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の3件を除く12件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成31年2月6提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から19番で、ページは9ページから16ページです。

整理番号1番から15番および整理番号16番から19番は、それぞれ同一事業です。両事業はともに土砂採取事業の期間延長に伴う一時転用期間延長の申請です。

以上、19件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は19件であります。

整理番号1番から19番について、書類で審査した結果、砂利採取事業の期間延長に伴う一時転用期間の更新であり、申請の用途に供することの確実性についても問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番から15番までの15件について、16番 高木重樹委員。

16番高木委員 整理番号1番から15番につきまして、関連案件ですので一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、菅谷推進委員と電話にて了解を得ております。

場所なんですけれども、〇〇〇と〇〇〇のちょうど境界、〇〇〇〇〇〇を上がって〇〇メートル位行ったところです。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に本店のある山砂採取等の事業を営む法人です。

この申請は、平成31年2月28日まで山砂採取用地としての一時転用許可を受けている申請地について、事業の継続により期間を1年間延長するものです。

なお、当初の計画内容に変更はなく、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号16番から19番の4件については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、申請地から概ね〇〇メートル以内に〇〇〇があることから、第3種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

整理番号3番、転用目的は貸資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

整理番号4番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、不許可例外事由Iの住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号5番、転用目的は貸資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号6番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号7番、転用目的は貸駐車場および貸遊具場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。

整理番号8番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号9番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第2種農地に該当します。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事前審査会の審査報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は9件であります。

このうち、整理番号4番および9番については現地調査を行い、その他の案件については、書類および写真により審査を行いました。

生はありません。

また、隣接農地には柵渠を設けることで、土砂流出の防止を図ります。

なお、土地改良区から転用同意を受けており、資金計画も適切と考えられるため、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい〇〇〇〇〇〇を過ぎ〇〇メートルほど進み右折し〇メートルほど行った左側になります。

譲受人は、市内で〇〇〇を営んでいる会社の役員ですが、会社の事業の拡大により資材置場が足りなくなったため、資材置場として会社に貸す計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず砂利敷きとします。

用水の利用はなく、排水については雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地はありません。

なお、土地改良区区域外であり、資金計画も適切と考えられるため本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、高木推進委員には電話にて説明し了解を受けております。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇方向へ〇〇メートル位行った〇〇〇の〇〇〇の手前に当たる左側です。

譲受人は、現在借家で暮らしておりますが手狭であるため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋立等は行わず整地します。

用水は市営上水道を利用、排水については、雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロックを設置することで、土砂流出の防止を図ります。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成31年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成30年度第11次農用地利用集積計画は、整理番号1番から222番で、ページは21ページから119ページです。

所有権移転が2件、すべて田で27,024㎡。

賃借権設定の新規134件、田が424,751.8㎡、畑が25,095㎡です。

再設定63件、田が292,905㎡、畑が17,511㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、

賃借権設定の新規23件、田が171,598㎡、畑が2,083㎡です。

以上222件の第11次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号63番、156番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号63番、156番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号63番、156番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号 整理番号67番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号67番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号67番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号 整理番号110番、119番、157番、161番、193番から199番および168番の12件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号110番、119番、157番、161番、193番から199番および168番の12件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号整理番号110番、119番、157番、161番、193番から199番および168番の12件番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第4号 整理番号123番、127番、130番、132番、179番、186番から189番の9件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号123番、127番、130番、132番、179番、186番から189番の9件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号123番、127番、130番、132番、179番、186番から189番の9件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の24件を除く198件について、審議し

ます。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の24件を除く198件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の24件を除く198件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成31年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

整理番号1番から8番で、ページは120ページから133ページです。

賃借権設定の新規23件、田が171,598㎡、畑が2,083㎡です。

以上、8件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第5号 整理番号5番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号5番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号5番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く7件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く7件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く7件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成31年2月6日提出、香取市農業委員会 会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番で、ページは134ページから135ページです。

同一案件であり、千葉地方裁判所が執行する競売です。

競売の方法は、平成31年2月6日から2月13日までの期間入札で、開札期日は平成31年2月20日です。

なお、申請者が競売に参加する目的は、農業経営の規模拡大を図るためです。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

買受適格証明願の案件は、2件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

議案第6号については、耕作目的で農地を取得するため競売に参加することについて審査した結果、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、19番 大堀委員。

19番大堀委員 整理番号1番、2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号1番、2番については、土地所有者は異なりますが申請者が同一であるため一括して説明いたします。

この申請は、申請者が農地所有適格法人として、農業経営の規模拡大を図ることを目的として競売に参加するための買受適格証明願であります。

申請者は、〇〇〇に本拠地がありますが香取市においても平成29年8月7日に、農地法3条の許可を受け、〇〇〇地先等に2ヘクタールほどの農地を取得し営農しております。

よって、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており証明書の交付が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 買受適格証明願については、証明書を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局管理班長 議案第7号 下記のとおり香取市農地利用最適化推進委員の選出について審議を求める。平成31年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議 長 なお、議案第7号については、議案の審議の公平を期すため、本日の総会に出席されている農地利用最適化推進委員のうち、「〇〇〇〇推進委員」、「〇〇〇〇推進委員」、「〇〇〇〇推進委員」の3名の推進委員さんは、審議の間、退場をお願いします。

(〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇推進委員 退場)

事務局管理班長 議案の説明をいたします。

議案書 136 ページになります。

本案件につきましては、「農業委員会等に関する法律」第 17 条に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」となっていることから、農地利用最適化推進委員の選出をお願いするものです。

なお、選出に当たりましては、「香取市農地利用最適化推進委員の担当する区域を定める告示」におきまして、推進委員は 10 の区域において定数を定めております。

お手元の議案書のとおりのお応募、推薦がございました。すべての区域において、定数どおりの応募、推薦となっております。定数の過不足はございません。

候補者の補足説明をさせていただきます。

まず、「佐原・北佐原地区」でございますが、推進委員の規定数は 2 名です。

〇〇〇〇さん。〇〇〇在住〇歳 推薦で、現職の最適化推進委員です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦で、現職の最適化推進委員で、認定農業者です。

続いて、「新島地区」ですが、推進委員の規定数は 2 名です。

〇〇〇〇さん。〇〇〇在住〇歳 推薦で、現職の最適化推進委員です。

〇〇〇〇さん。〇〇〇在住〇歳 推薦で、現職の最適化推進委員で、認定農業者です。

続いて、「津宮・大倉地区」ですが、推進委員の規定数は 1 名です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦で、認定農業者です。

続いて、「香取地区」ですが、推進委員の規定数は 2 名です。

〇〇〇〇さん。〇〇〇在住〇歳 推薦です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。

続いて、「香西地区」ですが、推進委員の規定数は 2 名です。

〇〇〇〇さん。〇〇〇〇在住〇歳 推薦です。

〇〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳。推薦です。現職の最適化推進委員で、認定農業者です。

続いて、「東大戸・瑞穂地区」ですが、推進委員の規定数は 3 名です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。認定農業者である農事組合法人の理事です。

〇〇〇〇さん。〇在住〇歳 推薦です。

〇〇〇〇さん。〇〇〇〇在住〇歳 推薦です。

続いて、「小見川中央・東・南地区」ですが、推進委員の規定数は 2 名です。

〇〇〇〇さん。〇〇〇在住〇歳 推薦です。認定農業者です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。現職の最適化推進委員です。

続いて、「小見川西・北地区」ですが、推進委員の規定数は3名です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。現職の最適化推進委員で、認定農業者です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。現職の最適化推進委員で、認定農業者です。

続いて、「山田地区」ですが、推進委員の規定数は5名です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。認定農業者です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。現職の最適化推進委員で、認定農業者です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。認定農業者です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。

〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 推薦です。

続いて、「栗源地区」ですが、推進委員の規定数は2名です。

〇〇〇〇さん。〇〇〇在住〇歳 推薦です。認定農業者です。

〇〇〇〇〇さん。〇〇在住〇歳 応募です。認定農業者です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

3名の推進委員さんの入場を許可します。

(〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇推進委員 入場・着席)

◎日程第8 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成31年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は3件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成31年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は48件です。

報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成31年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は4件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成31年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

以上です。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時58分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人